

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和8年6月1日現在＞

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 松永技研
主たる事務所の所在地	〒811-3115 福岡県古賀市久保564-16
電話番号	092-775-5602
代表者（職名）	代表取締役 松田 稔彦

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	ライズケアプランサービス
主たる事務所の所在地	〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目16-1-1206
電話番号	092-775-0808
管理者（職名）	主任介護支援専門員 帶山 生子
職員体制	常勤1名以上
提供エリア	福岡市、古賀市、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糸島市

3. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日、 ※8月13日～15日、12月29日～1月3日は除く
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者に対して、介護保険法等関係法令及び契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	当事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。当事業者は、利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立にサービス提供を行います。

5. 利用料

(1) 利用料金

サービス利用料については、下表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、下記利用料（下記記載加算含む）をお支払い頂く必要はありません。

※介護保険適用の場合において介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合、一旦利用料金をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、介護保険課で差額の払い戻しを受けることができます。

	利用料金
介護予防支援費（Ⅰ）	442単位/月
介護予防支援費（Ⅱ）	472単位/月
居宅介護支援費（要介護1・2）	1057単位/月
居宅介護支援費（要介護3・4・5）	1373単位/月

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別単価（10.70 円）を乗じた額となります

加算名称			単位数	算定回数・要件等
初回加算			300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）			250 単位	利用者が入院してから 1 日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）			200 単位	利用者が入院してから 3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレンス参加無	連携 1 回	450 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		連携 2 回	600 単位	
	カンファレンス参加有	連携 1 回	600 単位	
		連携 2 回	750 単位	
		連携 3 回	900 単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算			200 単位	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算			50 単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算			400 単位	※下記 記載参照
介護職員等処遇改善加算 （令和8年6月新設）				居宅介護支援費に2.1%を乗じた単位数

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	200 単位	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の 50% に減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1%に減算	居宅介護支援は令和7年3月31日までの間は減算を適用しない
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%に減算	
同一建物に居住する利用者へのマネジメント	所定単位数の95%を算定	

（２）交 通 費 無料です。

（３）解 約 料 解約についての料金は一切いただきません。

※ターミナルケアマネジメント加算は利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- ・ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ・担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ・把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ・把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ・必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること。

6. 介護支援専門員の交代

（１）利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（２）事業者からの担当センター、介護支援専門員の交代

事業者の都合により、担当センター、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ・前 6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものとします。

12. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容(例示)

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ②認定調査票(各調査項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	連絡先 092-775-0808 担当：帯山 生子
受付時間	月～金曜日、午前9時00分～午後4時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

東区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-645-1069
博多区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-419-1081
中央区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-718-1102
南区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-559-5125
城南区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-833-4105
早良区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-833-4355
西区 保健福祉センター福祉・介護保険課	電話番号： 092-895-7066
古賀市介護保険課	電話番号： 092-092-0920
糟屋郡住民福祉部 介護福祉課 介護保険係	電話番号： 092-938-0229
糸島市介護・高齢者支援課	電話番号： 092-332-2070
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号： 092-642-7859

令和 年 月 日

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面にに基づき契約書及び重要事項の説明を行いました。

事 業 者 福岡県古賀市久保564-16
株式会社 松永技研 代表取締役 松田稔彦

事 業 所 福岡市東区馬出1丁目16-1-1206
ライズケアプランサービス

担 当 者 主任介護支援専門員 帶山 生子 印

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け確認、同意します。また契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

連 絡 先 _____

代理人及び家族代表者

代理人住所 _____

氏 名 _____ (利用者との続柄 _____)

連 絡 先 _____